

9. 選定基準 1

下記法令が規定する物質及び発がん性物質を使用禁止物質とする。

- (1) 化審法
- (2) 安衛法
- (3) 安衛法 特化則
- (4) 安衛法 有機則
- (5) 安衛法 鉛則
- (6) 毒物及び劇物取締法
- (7) 発がん性物質: IARC、EU、産衛学会
- (8) その他の法令